

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資									
適格組織再編成の日：・									
被合併法人等の名称：									
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨+⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫+⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
・	国 税	円	円	円	円	円	円		
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								

第七号の二様式別表三 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) (別紙七十二)